明生会グループ

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

1．目的

明生会グループ（以下「当グループ」という。）の職員による性的な言動により、求職者等の求職活動が阻害されることがないよう、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「就活ハラスメント」という。）の防止及び対応について、本指針を定めます。

2．定義

（1）求職者等

当グループの採用に応募する者、インターンシップ等参加者、OB・OG 訪問を受ける学生など、就職活動に関わるすべての者及び当グループにおいて臨床実習、看護実習その他の実習を受ける者をいいます。

（2）求職活動等

採用面接、説明会、実習、当グループ職員との面談及び付随する連絡（SNS 等のオンラインツール含む）をいいます。

3．基本方針

・当グループは、就活ハラスメントを許容せず、その防止及び排除に取り組みます。
・当グループは、就活ハラスメントを行った職員に対して、厳正に対処します。
・当グループは、就活ハラスメントが現実に生じている場合のほか、その発生のおそれがある場合及びこれに該当するか否かが明確でない場合であっても、広くその相談に応じ、適切に対応します。

4．禁止する行為の例

当グループは、以下の行為を含む就活ハラスメントを禁止します。

・威圧的発言、人格否定、過度な拘束などのパワーハラスメント
・身体的接触、容姿や恋愛に関する発言などのセクシュアルハラスメント
・飲酒の強要や深夜会食の誘導等のアルコールハラスメント
・採用と無関係な質問（家族の職業、宗教、思想、結婚・出産の意向など）
・個人 SNS アカウントの開示強要などのプライバシー侵害

・私的な連絡手段・場所・時間帯での不適切な接触
・選考辞退や相談を理由とした不利益な対応や報復行為

5. 採用活動における運用ルール

安心できる環境確保のため、当グループ職員に以下の対応を徹底します。
・面談等は業務時間内かつ適切な場所、公式オンラインツールで実施し、密室を避ける
・連絡は、当グループが指定・管理する業務用の連絡手段に限定し、私用端末や、私的なメールアドレス・電話番号・SNS 等を用いた連絡は禁止する
・面談等は原則として複数名で対応する

6. 相談窓口

担当窓口 ： 一般社団法人 MMG 事業本部 人事課
電　　話 ： 043－214－5420（受付時間 平日9:00～17:00）

令和 8 年 10 月 1 日
明生会グループ
理事長 田畑 祐輔